

## 伊勢平氏の領主的性格

はしがき

平氏および平氏政権に関しては諸先学によってかなり研究が進められてきた。その結果(1)中央政界に擡頭する以前の平氏は地方武士の性格を有していたが、(2)平氏によって実現された平氏政権は軍事的基盤に於いてもまた経済的基礎に於いても古代的色彩が強く見られるので武家政権と呼ぶことはできない、(3)そして武家政権を実現し得なかつた必然性は平氏が旧国家機構を通してしか——根本的には「院政」という古代権力機構を通して、具体的には追討使・追捕使あるいは国司を通してしか——自己の武士の性格を伸張し得なかつたところに求められる、ということも明らかにされてきた。しかしそれにもかかわらず平氏および平氏政権に関する研究が充分になされたとは言いがたい。殊にそれは前述(1)の問題について言えると思う。かつて竜蕭氏は「六条院領と平正盛」の中で清盛にとっては祖父にあたる正盛が伊賀国に有していた所領について、竹内理三氏は「平氏政権成立の諸条件」の中で正盛の曾祖父雑衡が伊勢に於い

飯田悠紀子

て有していた武士の性格について、そして安田元久氏は『源頼朝』の中で伊勢平氏の根拠地とその勢力範囲について考察されたが、いずれも平氏の本来の性格を考える上ではなお充分とは言えない。また従来の研究では平氏の院近臣への登用・中央政界に於ける擡頭・そして政界の掌握という一連の事実について、単に院の引級による平氏貴族化の過程として把握される傾向にあったが、これも平氏本来の地方武士の性格を明らかにした上で、その本来の性格とこれらの事実とがどういふ関係にあったか、という観点から見直す必要があると思う。古代から中世への過渡期に位置する平氏および平氏政権については、その貴族的側面だけでなく武士的側面についても充分に考察されなくてはならないであろう。

そこで私は、平氏が本領に於いて有していた領主的性格はどのようなものであったか、そして中央政界に於ける擡頭期に平氏の在地支配はどのように行なわれたか、という問題を明らかにすることに主眼を置いて、平氏および平氏政権の歴史的意義を考える手がかりとしたいと思う。

一、平氏の武力構成

平氏政権がいかに古代的律令的性格を強く有していようとそれが武士によって実現された政権である以上、その武力構成の实体が重要な問題となることは否めない。そこで平氏が政権を掌握する上で非常に重要な意味をもったと思われる保元・平治の両乱に於いて平氏のもとに結集された武士団は如何なるものであったか、また平氏の家人化した由縁は何か、ということを考えてみたい。

『保元物語』『平治物語』は両乱で清盛に従った平氏家人について次のように伝えている。

		保元 の 乱	
A	B	畿内	河内
東海	山陽	伊賀	備前
伊勢	備前	草刈部十郎大夫定直	滝口家綱
故市伊藤武者景綱	滝口太郎家次	山田小三郎伊行	難波三郎経房
故市伊藤五忠清	故市伊藤六忠直	戦死	戦死
故市伊藤六忠直	瀬尾太郎兼康	戦死	瀬尾太郎兼康

不 明
筑後左衛門家定 家定の子左兵衛尉貞能 与三兵衛景安 民部大輔為長 為長の子太郎為憲 盛国 盛俊

		平治 の 乱	
A	B	山陰	山陽
東海	南海	丹波	備前
伊勢	紀伊	備前	備中
伊勢	安芸	難波三郎経房	難波六郎経家*
故市伊藤武者景綱	東条五郎	難波次郎経遠	瀬尾太郎兼康
弥平兵衛宗清	湯浅権守宗重	丹波藤三国弘	熊野別当滋増
後、伊勢守 頼盛家人	大木戸八郎	頼盛の侍	蓮池次郎・権守家光*
戦死	肥土讃岐	戦死	西海
戦死	肥前	戦死	西海
戦死	松浦太郎重俊	戦死	西海

不 明	筑後守家員 家員の子左衛門尉貞能 与三左衛門尉景安 主馬判官盛国 盛国の子右衛門尉盛俊 新藤左衛門家泰 館太郎貞泰 館十郎貞景 菅親子
--------	---

(附表一)

\* この両者は治承四年八月以降の記事に出てくるが、前者は難波次郎経遠・同三郎経房と同族と考えられるし、後者は平治の乱後土佐国に流された源希義を預かっていた者なので、両者とも平治の乱の頃には既に平氏の家人となっていたと考えてよいと思う。

これら平氏家人を私は二種に分類して考えたい。一つは河内・伊賀・伊勢・尾張等の畿内とその近辺の国々の住人で、右表では「A」に属するもの、いま一つは「A」より西あるいは南にあって山陰・山陽・南海・西海の各道に属する丹波・備前・備中・安芸・紀伊・讃岐・土佐・肥前等の国々の住人で、右表では「B」に属するものである。私がこのような分類を行なうのは「A」の在地武士と平氏との関係の特殊性を示す次のような事実があるからである。

i 『保元物語』巻一、親治等生捕らるる事、の中に、基盛の軍勢が主に伊賀・伊勢の在地武士よりなっていたことを示す記事がある。

ii 『平治物語』によれば、藤原信頼・源義朝等の謀叛を清盛は熊野参詣に赴く途中で知らされたが、その清盛一行の帰路を助けた者の多くは伊賀・伊勢の兵であった。

iii 平氏西走後の元暦元年、伊賀国に於いて中務丞家実・家次法師・姓不明字紀七景時等による謀叛が起こされた。

iv 平氏滅亡後二十年近く経った元久元年に至ってなお伊勢・伊賀両国では平氏残党による叛乱が起こされている。

v 伊賀国の住人山田小三郎伊行は三代にわたる平氏家人であつたらしい。

等々、これらは平氏が伊賀・伊勢の住人と非常に強固な主従関係で結ばれていたことを示している。就中伊賀国の平氏家人が平氏西走後に同国で度々叛乱を起こしていることは、平氏の本領が伊賀国を中心に存在したらしいことと考え合せると興味深い。恐らく正盛流平氏は伊賀に本實地を有した関係で伊賀国でその直属武士団を形成し、後にその所領が拡大するのに伴って武士団組織も拡大していったのであろう。「A」に属する平氏家人はこの過程で組織されていったと考えられる。

それでは「B」の西国方面の武士はどのようにして平氏家人に組織されたのであろうか。この問題を考える為には平氏と西

国との関係が明らかにされなくてはならない。

i 嘉承二年、正盛の源義親追討

平氏が西国に進出する契機となったのは、当時武家の棟梁として勇名をさせていた源義家の子で出雲にあって数々の乱行を行なっていた義親を追討する為に因幡守であった平正盛が追討使として京を発向した、いわゆる義親追討事件であった。正盛が追討使に抜擢されたのは竜爾氏や竹内理三氏が言われたように、単に出雲近隣の国司であったからではなく、デスポットたる院の特別の引級によると考えるべきであろう。それは、正盛が義親追討に成功したことを報告した直後、実際に首級を携えて上洛する以前に恩賞を与えられて因幡守から但馬守に遷任している事実からも窺い知ることができる。この遷任について中御門宗忠が「件賞雖可然正盛最下品者被任第一国依殊寵者歟、凡不可陳左右、候院辺人天之与幸人歟」あるいは「雖軍功而最下躡身被任第一国世不甘心、就中未上洛前也、依候院北面也」と批評しているのは、まさにこの間の事情を物語っていると云えよう。ただその場合、竜爾氏は追討後にも義親と称する者が度々出現し、義親追討の事実に対する疑惑が世間に生じていることから平氏の武名は宣伝によって築かれたものであって、平氏には策略があつても武略には欠けていたとされているが、これは平氏の武力を過少評価した嫌いがあると思う。何故なら義親の出雲国に於ける乱行について『中右記』が「近境國々人民

之中有同意輩由旁有其聞」と伝えているように、この事件は義親個人の叛逆ではなくてこれに同意する輩もあつたようであるから、後世義親と称する者が出現するのならこの出雲近隣にこそその可能性がより強くあつた筈である。ところが義親と称する者は西国からは一度も出現していない。というところは正盛が追討に赴いてより後はかつて義親に同意した輩（在地武士と考えてよいであろう）も平氏のもとに掌握されていたと考えられるのではないであろうか。私はこの義親追討事件は平氏が西国の在地武士を把握する上でかなり重要な意味をもつと思う。

ii 元永二年、正盛の鎮西犯人平直澄追捕

平直澄追捕については『長秋記』に詳しい事情が記されている。それによると「正盛蒙追捕宜遣郎從翊得」とあり正盛自身は赴かなかつたようであるが「隨兵百人、多是西海南海名士也」ともあつて、義親追討事件以後正盛の西国把握が着々と実現していることを物語っている。

iii 大治四年、忠盛の山陽・南海兩道の海賊追捕

この当時の海賊というのは、忠盛に出された院宣に「頃日海路之間凶賊滋蔓、乗數十艘之船浮百里之波或殺略往反之旅客或却奪公私之勝載、積惡弥長宿暴日成、寔惟諸国司等各憚驍勇無心捉搦之所致也」とあるところから、数十艘の船に乗って集団行動をとるかなり規模の大きい、しかも組織化されたものであるということが解る。忠盛がこれらの海賊を追捕する過程

で西国の在地武士と主従関係を設定したであろうことは想像に  
 難くない。

iv 保延元年、忠盛の海賊追捕

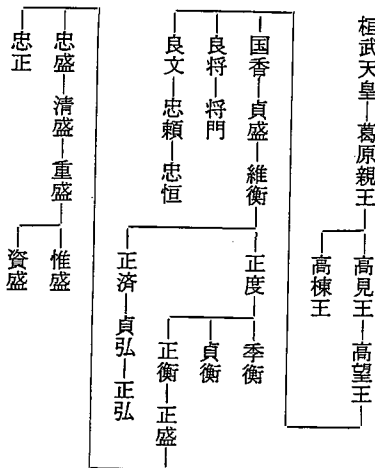
この時に忠盛が虜にした七十人の海賊について『長秋記』に  
 「此中多是非賊、只以非忠盛家人者号賊虜進云々」と述べられて  
 いるが、これこそ忠盛の海賊追捕の実質を示していると言える  
 であろう。即ち忠盛が海賊追捕に赴く真の目的はそれらの海賊  
 を初め、西国の在地武士を掌握することにあつたのであり、彼  
 が組織化し得ない者はこれを賊虜として捕えたのであろう。海  
 賊追捕も、義親追討事件と同様平氏の西国に於ける武士团组织  
 に利用された事件として把えることができると思う。

前述「B」の家人はこれらの義親追討事件・海賊追捕を主な  
 契機として、更には平氏が歴任した西国の守を媒介として平氏  
 に組織されていった西国武士の具体例と言える。しかしこの場  
 合、平氏がそれまで摂関家の爪牙として名声を築きあげてきた  
 源氏に替つてかくも度々追討使に抜擢された背景には当然院の  
 引級が考えられるので、平氏との主従関係には「院」という古  
 代権力を通して結ばれたという内部矛盾が初めから介在してい  
 た。これに対して「A」の場合の主従関係は、在地領主・在地  
 武士としての平氏との間に結ばれたものであるから、前者のそ  
 れと比較した場合、より中世の意味が深いと言えるであろう。  
 尤も、平氏が在地武士であつたといふことは一般にそう言わ

れているだけで、実際にその所領に対しどのような支配を行な  
 うところの、どのような領主であつたかといふことは未だ実証  
 されてはいない。その点が実証的に確認されなければ、右の  
 「A」に関する判断は成立しないであろう。そこで次には平氏の  
 領主的性格について考察してみなければならぬ。

二、平氏の所領

平忠盛が「伊勢平氏はすがめなりけり」と言われたように清  
 盛の一族は一般に伊勢平氏と呼ばれている。しかしこの一族は  
 本当に伊勢国の在地領主であつたのだろうか『尊卑分脈』は平  
 氏の系譜を次のように伝えている。



この内維衛・貞衛・正衛・正弘については伊勢国との関係がある程度明らかにし得るが、初めて院に登用され白河院の近臣として平氏擡頭の素地を築いた正盛、鳥羽院政のもとでその勢力を拡大強化した忠盛、そして政權掌握に成功した清盛、この三人については伊賀国との関係を史料的に示すことは全くできない。むしろ伊賀国との関係を強く出ているのである。正盛以下の系譜は、彼らが中央政界に進出する過程でその出自を明確にする為に書き変えたとも考えられる。勿論それを実証することはできないが、少なくとも所領の構成から考えた場合には正盛流平氏は「伊賀平氏」と呼んだ方が妥当ではないだろうか。ではその正盛流平氏の所領について、所在地・規模・領有形態等々を考察してみよう。

### i 伊賀国

白河上皇の皇女である郁芳門院媯子内親王が永長元年八月七日に崩じ、生前の御所であった六条殿が仏閣とされ、その供養が承徳元年十月十四日に行なわれた。これに先立ち御堂経営の為に諸国に荘園をたてて寄せ置かれたのであるが、この時に正盛も所領を寄進した。その時の注文によれば彼の寄進地は鞆田村・山田村・柘植郷の田畠合せて二十町余であった(附表Ⅲ)。これらの田畠は一単位が非常に小規模で、それが広範囲に分散していたようである(附表Ⅳ)。これらの内、鞆田村と柘植郷のものは古来東大寺が領有していたらしく、従って正盛による六条

伊賀国の内				
ア	ベ	川合郷	鞆田村	畠地 15町8段半
阿	拜	柘植郷(予野村)	穀田	8段半
(山田郡カ)		(郷不明)	山田村	田 3町8段
山田村の坪付は明らかに田についてのものである。鞆田村は家地・家所・畠と名称は違っても実体は皆畠。柘植郷の穀田というのは陸稻である。				すなわち 田 3町8段 畠 16町7段 計 20町5段

(附表Ⅲ：永長2年8月25日 正盛寄進地の内容)

院寄進が行なわれた後には東大寺と六条院との間に激しい相論が起こされた。しかし六条院寄進以前に東大寺が領有していたとしても、正盛が永長二年にこれを自己の所領として寄進し得たなら、彼自身も寄進以前にこれらの田畠に対し何らかの領有権をもっていたに違いない。正盛はどのようにこれらの地を領有して

いたのであろうか。東大寺の主張によれば「正盛朝臣以私領田畠寄進六条院之便、件十六所畠所令立券也」という。つまり件十六所畠は正盛の私領以外のものであるというのである。逆に言えば正盛の私領というものは件十六所畠以外にあったことになる。この十六所畠(具体的には鞆田庄を指す)以外の正盛の私領田畠とは何を指し

(附表IV：正盛寄進地の内、山田村の坪付)

		五 里				(六里)	七 里				八 里			
九 条		1			36	(略)	1			36	1			36
		6			31		6			31	6			31
十 条		1			36	(略)	1			36	1			36
		6			31		6			31	6			31

ているのであろうか。永長二年の正盛寄進注文には鞆田村の他に山田村と柘植郷とが記されているが、この内柘植郷は東大寺が寺領であることを主張している<sup>(28)</sup>。そして東大寺の寺領支配の原理として「私領主あるべからず」という立場がある以上、寺が柘植郷を正盛の私領であると言う筈はない。従ってここで言う正盛の私領田畠とはこの山田村を指していると考えられる。

しかし、これはあくまでも東大寺の主張を通して見た場合の正盛の私領である。実際にはこの時期(十二世紀初)に至って寺領の中に私領主が存在していなかったとは考えられないので、正盛の場合にも、山田村だけでなく、鞆田村・柘植郷をも私領として領有していたと考えるべきではないだろうか。

また、正盛の領有権の及ぶ範囲は右の三箇所に限られたものではなかった。というのは、白河法皇から東大寺に出された院宣に「玉滝杣内鞆田湯船二村事、右正盛有所申、然者可為寺領之証文、可尋獻」云々と記されていて、正盛は湯船村に於いても何らかの領有権を有していたと考えられるからである。

ii 大和国

正盛は伊賀国三村の六条院への寄進を契機として白河院に登用され、以後急速に擡頭する。その六条院寄進から四年を経た

康和三年、東大寺に対して次のような宣旨が出された。<sup>(分)</sup>

応令東大寺辨申、権少僧都範俊并若狭守平朝臣正盛等言上、  
申下宣旨擬押領私領庄々子細事

範俊所領

在大和国十市郡

字喜庄 西吉助庄

城上郡

西吉助庄 已上三箇所、田島之上所請  
募雜役免田合五十一町

正盛所領

在大和国十市郡

東吉助庄

城上郡

東吉助庄 已上二箇所、所謂雜役免田  
廿町

副下範俊并正盛等解決各卷通

(下略)

これによって正盛が大和国十市・城上両郡にわたって東吉助庄二十町を領有していたことがわかる。事書きによると正盛はこの東吉助庄を「私領」と表現しているようだが、果して正盛はこの所領に於いて所謂根本領主に系譜をひくところの「私領主」としての権限を有していたのであろうか。

正盛とともにこの訴訟に関係した範俊という人は「為法務東

寺一長者興福寺権別当、範俊者故大威儀師仁静之子也、但年来住小野伝真言秘カ教、又為興福寺僧成権別当、為院御持僧數十年居住鳥羽殿奉仕種々御修法」と言われたように、非常な高僧でしかも白河院の側近であった。とすれば範俊がその所領(喜庄と西吉助庄)に於いて有していた領主権は在地領主としてのものではなく荘園領主のそれであったと考えられる。一方、正盛がこの範俊とともに訴訟を起こしているのなら、彼の支配権の実体も範俊のそれと同性格であったと推測されよう。即ち、正盛の東吉助庄に於ける領主的性格は、右の宣旨では「私領」という表現があつても、範俊との関係から考えた場合にはむしろ荘園領主として扱えられる。

しかし勿論これは一面から見た場合の推測にすぎないから断定することはできない。逆に、この康和三年という年が、正盛が初めて院に登用されてから僅かに四年を経たにすぎない時期であることを考えた場合には、正盛が果して荘園領主——例えば東大寺などと同質の荘園領主であり得たかどうか疑わざるを得ない。またこの相論には後に多武峯も関係し、一時は東大寺の雜役に対する収益権(香菜免であった)を脅した時期もあつたようだが、窮極的には平氏(忠盛の時)が東大寺の支配を有名無実化することに成功した。その平氏の東大寺に勝る強力な支配権は何に由来しているのか、ということも疑問となる。しかも、平氏が東大寺の支配を有名無実化した時、かつて範俊の所領で



あつた喜庄・西吉助庄は、前者は備中守資賢領、後者の一部は御室御領となつていたらしく、正盛―忠盛とその支配権を全面的に継承した平氏の場合とは異なつて所領が分散してしまつたようである。このことから、平氏の領主権が範俊のそれとはどこか違つていたのではないか、ということも考えられる。

このように東吉助庄の場合の正盛の領主的性格・領有権の実体については諸々の可能性が考えられて、これを明確に規定することは難しい。そこで本稿ではただ大和国にも正盛の所領があつたという事実を記すにとどめておきたいと思う。

### iii その他

既述の如く、伊賀国・大和国に於いてはその所領をめぐり正盛と東大寺との間に相論が起こされるが、正盛はまた伊勢大神宮の祭主大中臣規定との間でも相論を行なつてゐる。この規定との相論については『中右記』に若干の記載があるだけなので詳細は知り得ないが、相論の対象となつてゐるのは六条院庄あるいは正盛庄と呼ばれる荘園で、規定の主張はこの荘園の中に神領が入つてゐるということであるらしい。しかし規定は一旦訴訟を起こしておきながら、後には「不為神領」の由を院に申し入れたりしてゐるので、その主張は甚だ曖昧なものであつたようである。

ここにいう六条院庄・正盛庄が具体的に何処にあるどのような荘園を指しているのかは全く不明であるが、その名称からい

つて正盛が六条院に寄進して立券された荘園なのであろう。竜肅氏はこれを先にあげた永長二年の正盛注文に見える伊賀国山田村と推測され、竹内理三氏もこれに同意されているようだが、史料によつてこれを裏づけることはできないので、ここでは一応伊賀国・大和国の正盛所領とは別のものとしておきたい。

正盛流平氏が、院近臣として中央政界に擡頭し荘園の被寄進者となる以前に有してゐたと思われ所領は以上のようなものである。先に、平氏家人の内伊賀国の在地武士が殊更に強い主従関係で平氏と結ばれてゐたこと、また正盛は伊賀北部に広く私領主として領有権を及ぼしてゐたらしいということ述べたが、これらのことは伊賀北部が正盛流平氏の本領であつたことを推測させる。では実際に平氏は伊賀に於いて如何なる領主として存在し、如何なる支配を行なつてゐたのであろうか。幸い伊賀国の所領については関係史料もかなり残存してゐるので、次章では伊賀国に於ける平氏の領主的性格について考察してみたい。

### 三、東大寺との相論

平氏の本領に於ける領主的性格を考察する場合、その関係史料は荘園領主(東大寺)との相論文書として残されてゐるので、相論に於ける両者の主張・その展開・結果等、相論の具体的経

過を遂いながら、その過程で平氏の領主的性格を東大寺のそれと対比させて考えるのが最も適当な方法であると思う。ただこの相論は非常に長期にわたり、正盛が六条院に所領を寄進した時から清盛が没して平氏が西走するまで、約八十年間にわたって行なわれたので一口にこれを論ずることは難しい。そこで先ず相論の経過および結果から頼田庄・柘殖郷に於ける両者の動きを把握し、その上で両者の主張をもかみ合せて平氏の領主的性格を考えてみたいと思う。

相論の行なわれた八十年間に於ける両者の動き、頼田庄<sup>(34)</sup>・柘殖郷の歴史は次のようであった。

I期	頼田庄	柘殖郷
永長二年	玉滝柚の内にある頼田村に於いて寺は雑役・封米に対する収益権を有し、その意味で当地は寺領であった。またその収益を実現する為に寺は寺家使を現地に派遣していた。 <sup>(35)</sup>	正盛によって予野村の穀田八段半が六条院へ寄進される。 <sup>(40)</sup>
正盛によって頼田村の一部(散在島十四町八段半)が六条院へ寄	正盛によって予野村の穀田八段半が六条院へ寄進される。 <sup>(40)</sup>	

II期 天仁二年	天永二年
正盛、新たに頼田村田十三町を押領し、同村の柚工のすべて(四十人) <sup>(43)</sup> を押籠めて駐仕する。	進され頼田庄となる。その際立券使上野則元によって四至勝示が打たれる <sup>(36)</sup> 。この結果寺の収益は封米(年八十石)だけとなるが、寺家使の現地派遣は続けられる <sup>(38)</sup> 。寺家使の沙汰が行なわれなくなる。住人、封米の一部を未進する。寺、これに対し未進分を含め八十石全部を改めて国衙に弁済することを住人に要求する。住人これを本家に訴える。本家、正盛をして問題解決に当らせる。 <sup>(42)</sup>
正盛、新たに都介村 <sup>(44)</sup> 四十余町を押領する。	

	<p>永久四年</p>
<p>III期 天承二年</p>	<p>六条院領頼田庄(立券地十四町余)の荘民が東大寺領頼田庄(立券以外の四十余町)に作出していたが、その寄人達は寺に対し封米も寺役も勤仕しないので、忠盛から頼田庄政所にあてて右のような狼藉を停める下文が出される。<sup>(46)</sup></p>
<p>長承二年 頼田庄司に対し右と同趣旨の忠盛下文が出</p>	<p>明法博士より勘判が下される。その内容は、 i 立券地については寺側の証拠が分明に認められ、古来寺領であったことは明らかである。しかしもし平氏側に本公験があれば進上させ、券契雑かな場合は両方の理非を改めて対決すべきである。 ii 立券以外の地は当然寺領であると認められる。 という、寺家側の主張をほぼ全面的に認められたものであった。<sup>(46)</sup></p>

	<p>保延三年 保延五年</p>
<p>IV期 寿永二年 閏十月 七月</p>	<p>寿永二年 閏十月 七月 寿永三年 二月 四月 七月 八月</p>
<p>本<small>(47)</small>の如く寺領たるべき下文が後白河院庁より出される。<sup>(47)</sup> 右院庁下文を受けて同趣旨の伊賀国司庁宣<small>(48)</small>が出される。<sup>(48)</sup> 寺領たるべき下文が頼朝より出される。<sup>(49)</sup> 同趣旨の關東御教書<small>(49)</small>が出される。<sup>(49)</sup> 同趣旨の下文が大内惟義より出される。<sup>(49)</sup></p>	<p>家貞宛に同趣旨の忠盛下文が出される。<sup>(48)</sup> 家実が寺役を勤仕しないのに対し、その狼藉を停止する旨の忠盛下文が家実に出される。<sup>(49)</sup></p>

以上、私なりの解釈で相論文書から事実として認められることを抽出してみた。文書の解釈等で従来の諸説とは異なる点もあるが、一々の註釈は省略した。

#### 四、平氏の領主的性格

前章でみた諸事実の中から平氏・東大寺両者の領主的性格を検討しなければならぬが、その場合に時期区分をした方が理解し易いと思うので、相論の内容・両者の力関係からこれを四期に区分して考えたいと思う。

##### i 第一期

先ず正盛が所領寄進を行なった永長二年前後の在地に於ける両者の領主としての存在形態を考えてみよう。

東大寺について言えば、永長二年以前は鞍田村を含む玉瀧柚の領主として雑役・封米に対する収益権を有し、しかもその収益実現の為に寺家使を現地に派遣して在地に対し直接的な支配を行っていた。永長二年以後も、雑役に対する収益権は失ったが、なお寺家使を派遣して封米を得分として得ていた。ところが天永二年には寺家使の沙汰が行なわれなくなり、東大寺は単なる加他子領主へと転化しなくてはならなかった。東大寺がこのように直接的支配から遊離する要因としては当然内部の農民の成長が考えられなくてはならない。天永二年に鞍田庄の住人達が「未進」という行為を通して東大寺に抵抗を見せたことは

このことを裏書きしているといえよう。一方正盛について言えば、永長二年に東大寺領である鞍田村の一部を六条院へ寄進したが、天永二年に住人から本家への訴えがあった時に問題解決に当たったのが寄進者である正盛自身であったことから考えて、寄進後も事実上の支配権は正盛自身が掌握していたらしい。しかもその場合、正盛の立場は「東大寺の支配を排除する」という点で住人のそれと全く同じものであった。とすれば、正盛は、寺領の中に成長し東大寺への抵抗を見せる住人の最有力者として、自己の領主権は留保しつつ権門への名目的寄進を行なった在地領主として把えることができるであろう。

##### ii 第二期

寄進後、立券された鞍田庄が寺領であるか院領であるかということが両者の間で争われる一方、平氏は立券地以外にもその所領を拡大していく。この二つの事柄について保安四年に明法博士から勘判が下されるが、この時期を第二期として把えることができる。

鞍田庄が寺領であることを主張する東大寺が、同寺の鞍田村に対する支配の実情を

及于末代雖切宛寺家御封、至于用残者悉所免除也、然則依為往古之寺領、予乍切宛御封、不致始終之沙汰也。

と述べていることは非常に興味深い。第一期で既に述べたように、東大寺は決して在地に対する直接的支配を行なわなかった

わけではなかったが、御封を切り宛てながら始終の沙汰は致さなかつたといふところに、東大寺の鞍田村支配に対する曖昧さが見出だせる。東大寺が住人を強力に掌握できずに事後的支配から遊離しなければならなかつた事実も、この支配の曖昧さを考えれば当然のことと言えよう。

このことはまた平氏による立券地以外への荘領拡大にも影響したのである。天仁二年に正盛は鞍田村・柘殖郷兩地に於いて荘領を拡大しようだが、このことについて少し事情を追つてみたいと思ふ。

正盛によつて寄進され立券された鞍田庄が散在の畠であつたことは既に述べたが、その散在地に対して立券使により四至勝示が打れたといふ。このことは、後に明法博士が勘判の中で「如立券文者既是散在之地也、若非一圓處者争可打勝示哉」と述べているように、立券される地が散在しているならこれに四至勝示を打つことは本来はできない筈であるが、これを拒否できなかつたところに東大寺の支配力の脆弱性が認められる。一旦四至勝示が打たれてしまえば、その内部を押領されることは必定であろう。正盛の荘領拡大はこのようにして行なわれ、彼自身次第に一円領主化していったと考えられる。

また、正盛は下地を押領すると同時に、鞍田村の杣工四十人を押籠めて駆仕したといふが、東大寺にとっては杣工を虜掠されたことは非常に重要な問題であつたと思われる。何故なら、

鞍田村を含めて玉滝杣は雑役免として認められてきたものであり、雑役は人間にかかるものである以上、鞍田村の杣工四十人を失ふことは、鞍田村六十余町に於ける雑役のすべてを失ふたことと事実上同じ意味をもつからである。そしてまた石母田正氏の言われたように東大寺が寺領たることを主張する基礎に、人身的隷属關係を第一義的とする立場があるとすれば、杣工を失ふことは即ち寺領たることを主張する根拠を失ふことを意味するからでもある。逆に正盛の立場から言えば、彼がこのように住人を掌握し得たからこそ、黒田庄の場合の国衙とは異なつて、寿永年間、平氏が西走するまでその支配を貫徹できたのである。

柘殖郷に於ける荘領拡大は、天仁二年正盛によつて行なわれた都介村四十余町の他、忠盛も予野村に於いて行なつたらしく、鞍田杣工の出作田が柘殖郷にあつたといふ事情から考へて、鞍田杣工を掌握し得た平氏にとつて、その出作田に進出することは容易であつたと考えられる。

この第二期の相論を通して注目されることは、東大寺側が古來からの証拠文書を多数提出し、その主張もはっきりしているのに対して、平氏側には何の主張も見られず、所進証文としてただ永長二年十一月十一日の立券使上野則元立券状一通が記されているにすぎないことである。恐らく平氏側には論理的に自己の所領であることを証明し得るような根拠(公驗)は無か

つたのであろう。従つてこれに對する明法博士の勘判が論理的・法的根拠の明らかな東大寺の主張をほぼ全面的に認めたととなるのは当然であつた。

### iii 第三期

明法博士による勘判が下された結果、靱田村六十町の内立券にかかる十四町余以外は東大寺領と認められたらしい。しかもこれも靱田庄と呼ばれているので、いつの日か東大寺領として立券されたのであろう。

勘判が出された保安四年以後平氏西走までを第三期とする、この時期に最も注目すべきことは、六条院領としての靱田庄の存在は既に問題とされず、むしろその存在が事実として認められた上で荘民の狼藉が問題にされているということであろう。即ち明法博士より勘判が出されて東大寺領として認めることが正しいと判断されたにもかかわらず、靱田庄は相変わらず六条院領として存続していったということである。そして第二に重要なことは、十四町余以外は東大寺領として立券されたらしいにもかかわらず、現実には在地の住人を通して平氏が寺領への進出を続けているということである。忠盛は天承二年から保延五年に至る八年間に荘民の寺領に狼藉することを停止する下文を四度も出しているが、かくも頻々下文が出されたということは逆にその効果の非常に薄かつたことを意味する。これらの下文は、後に東大寺三綱が

忠盛朝臣相語奉行職事重妨裁報、然而猶依恐寺家之訴暫為伏其誓、私以家下文件靱田村如旧辨濟寺家封戸可動所当寺役之由令下知事度度也、(中略)彼時沙汰人家貞知其謀略之趣全無承引之意、

と述べたように、寺家再度の訴えを防ぐ為の手段だったのであろう。現実には忠盛による寺領侵略は続けられたと考えられる。

忠盛の下文で一番最後に出されたのは保延五年のものであるが、これより後は靱田庄に関する史料は平氏西走に至るまで全く見当らなくなる。平氏が中央に於いて政權を獲得し、同時に旧国家体制の中に吸収されて貴族化してゆくのは保元・平治の両乱以後のことであるので、この両乱以後に於ける平氏の靱田庄支配の実体を明らかにすることは非常に重要な問題である。しかし史料の無い現状では、平氏滅亡後に伊賀で叛乱が起こされていることや、その叛乱の主謀者の中に家実の名が見えることから推して、保延以後も家実を沙汰人とする平氏の靱田庄支配が続いた可能性が考えられるのみである。

### iv 第四期

平氏の靱田庄支配も、寿永二年七月二十五日に安徳天皇を奉じて西海に赴いてより後は遂に失なわれることとなつた。同年の閏十月、後白河院序より下文が出されて東大寺領たることが認められ、八十年余り続いた相論もここに打ちきられた。

しかし、平氏が西走後に朝敵と見做されたとはいへ、鞍田庄は六条院領として認められてきたものであり、平氏西走後もそのまま六条院領として存続する可能性もあった筈である。後白河法皇にしても、同じ莊園領主として寺社とは利害の相対立する立場にあったから、鞍田庄を東大寺領と為すことには必ずしも積極的であつたとは言ひ得ない。こうした後白河法皇の立場は寿永三年に出された関東御教書からも窺われる。何故なら頼朝は同状の中で鞍田庄を東大寺領と為すことについて「理に背く」と意識しているからである。彼のこの意識は後白河法皇に對する配慮として理解されるであらう。

しかし、そうした後白河法皇の希望にもかかわらず実際には東大寺領として認めざるを得なかつたわけで、そこには東大寺が寺領として主張する法的根拠の正当性・確実性があつたことと同時に、この鞍田庄がもともとは平氏の私領であり、それが六条院に寄進されたという事情、また寄進後も平氏によって支配されてきたという事情があつた故に、いまや平氏と完全に衝突した院はこれを寺領として認めざるを得なくなつた、ということを併せ考えなければならぬであらう。

以上の東大寺と平氏との相論を、その経過・内容・両者の主張等から総合して考えると結局これは初期莊園領主と、それを在地からつきあげる在地領主との領有権争いであると言ふことができる。そして平氏が、政權を掌握してより後は一応別の問題

としても、少なくとも忠盛の頃までは本領で在地領主的性格を失わず、むしろその領主権を伸張していたといふことは、平氏および平氏政權の歴史的意義を考える上で非常に重要なことだと思ふ。

尤も、平氏がその支配を貫徹し得た背景に院の隠然たる権力があつたことは勿論である。それは先の明法博士の勘判で、基本的には寺家の主張の正しさを訴めながらも、忠盛側に本公験の進上を促して券契糙かな場合は両方の是非を改めて対決すべきであると述べたり、更に「但新下 論言被檢注之地者須仰當時之裁定」とつけ加えたりして、忠盛の背後にある白河院に對して遠慮していることから窺われる。しかし、もし平氏の支配力が院の權威だけに依存したものであり、在地を直接に強力に把握していなかつたならば、即ち東大寺と同じ性格の在地性の薄い莊園領主であつたならば、東大寺の抵抗はもつと有効な効果をあらわしていたであらう。平氏の、殊に第二期第三期に於ける積極的な領主權拡大に對して、東大寺は自己の主張の法的論理的正当性と、東大寺領鞍田庄の立券という形で僅かな抵抗を見せたにすぎなかつた。東大寺の主張が「論理」によるものであつたのに對して、平氏の主張は在地に於ける「現実の力」であつたと言ふことができよう。

ところで、この在地に於ける「現実の力」をより具体的に考えてみると「住人掌握」といふことがその中核になつてい

思われる。平氏と東大寺との在地支配の成否はこの住人掌握にかかっており、平氏が東大寺の支配を有名無実化して自己の領主権を拡大し得たのはこの在地の住人を掌握していたからにほかならない。第二期に於いても第三期に於いても平氏の領主権拡大は住人を媒介として行なわれた。そこで最後に、このような平氏の住人掌握は現地でもどのように行なわれていたか、即ち平氏の在地に於ける具体的な支配機構はどうであったかという問題に触れておきたいと思う。

正盛が頼田庄を支配するにあたって「以十余箇所畝宛行人別一二段」<sup>(68)</sup>って柚工を駆仕したということが東大寺の主張の中に見られるが、これは正盛が直接的な在地支配を強力に行なっていたことを意味する。かつて石母田正氏は伊賀国の在地武士源俊方の領主的性格について藤原実遠の場合と比較し、前者の勢力の基礎は「単なる財産としての所領にあるのではなく、領主、官人、村役人、一族の団結等を一体化せる農村における政治的権威」にあるとされたが、このことはそのまま平氏にも言えると思う。東大寺との相論を通して平氏側には公驗証文に基づくところの論理的な主張は一つとして認められず、しかも在地では農民一人一人に一二段づつを宛行なって駆仕していたということは、彼等の領主権が単なる土地財産としての「所領」の上に築かれたものではなく、源俊方の場合と同様、在地に於ける直接的支配の上に築かれたものであったことを意味している。

しかしこのような平氏の在地に於ける直接的支配は、構構的に見ると時代とともにいくらか変質したようである。天永二年の東大寺封米に関する訴訟は直接住人から本家へ提起され、荘司あるいは代官という中間的存在は見られない。寄進後も正盛が事実上の支配権を掌握していたことから考えて、この頃は正盛自身が実質上の荘司として直接住人を把握していたと思われる。ところがそれから二十年後の天承年間には頼田庄司なる者が出現してくる。天承二年・長承二年に出された忠盛の下文はこの頼田庄司に宛てて出されたものであるが、この下文に対する住人の請文の中には「御庄専当藤井」という署名があるの<sup>(69)</sup>で、忠盛下文に言う頼田庄司がこの「専当藤井」を指していることは疑いない。この藤井という名は天永二年に本家政所の裁きを請うた頼田庄住人二十五名の中に二〜三見られるので、「専当藤井」は元來頼田村の住人であって、殊に有力化した結果頼田庄司になったと考えられる。このように平氏の支配は住人の成長にもなっていくらか変質したようだが、しかしこのことが、平氏の在地支配からの遊離・加地子領主化を意味するのではないことは言うまでもない。これは単なる機構上の変化であって、実質的にはこの荘司を通して平氏の在地支配はより強化されたと考えるべきである。何故なら、六条院領頼田庄の荘司である「専当藤井」は東大寺の支配に抵抗を見せる在地勢力の代表的存在であるにもかかわらず、東大寺領頼田庄の荘司をも兼ねていた



からである。平氏は、この東大寺領頼田庄に於いても莊務權を有した「専当藤井」を通して、寺領への侵略をより容易に且つより強力に行ない得たであろう。非法停止の忠盛下文が度々出されたことは、少なくとも下文が出された間はそのような非法が現地で実際に行なわれていたことを意味する。

なお、忠盛下文の内で保延年間の二通は家貞・家実宛に出されているが、この兩人が先の「専当藤井」のあとをうけて頼田庄司になったものなのか、あるいは専当とは別の職にあつたものなのかは不明である。ただこの兩人は平氏家人の内でも殊に有力な一族であるし、寿永二年の後白河院庁下文でも彼等のことを専当とは言わず「沙汰人」と呼んでいるので、専当より上級の職についていた可能性も考えられる。しかし詳細は不明である。

こうして平氏の在地支配は機構上の変化を見せながら続けられていった。この機構上の変化——直接的な住人掌握から荘司を中介とする間接的な支配へ——は、平氏の一地方武士から武士団棟梁への成長と表裏の関係にあると考えなければならぬ。義親追討や海賊追捕を経て武名を高め、次第に大きな武士団組織者に成長してきた平氏は、一方では院近臣として中央政界に於ける地位も高まり、かつてのような直接的な住人掌握は不可能となつたに違いない。逆に直接的な在地支配から遊離し得たからこそ武士団の組織者に成長することができたとも言え

るであろう。このようにして平氏の武士団棟梁への成長の基礎は築かれていったのであった。

### むすび

平氏が本来は莊園領主的存在ではなく在地の武士であつたといふことについては従来度々触れられてきた。しかし、その平氏本来の在地武士的性格に関する研究が充分にはなされなかつた為に、正盛が白河院に登用された必然性や、保元・平治の両乱で平氏が結集し得た武力組織の実体については、デスポットたる「院」の殊更な引級による結果であるとされる傾向が強かつた。しかし、いかに院政がデスポティックなものであつても、そしていかに院の性格が恣意的なものであつても、平氏自体に登用されるべき条件がなければ、あの古代末期の混乱期に正盛一人が殊に院の引級を受けるといふようなことはなかつたであらう。また、平氏の武力組織についても、確かに院の引級によるところは大きかつたに違いないが、それだけでは、治承以後反平氏勢力が結集されて平氏が西走したにもかかわらず、その後伊勢・伊賀で度々叛乱が起こされた事実を説明することはできないであらう。

私は本稿での考察の結果、これらの問題を次のように考える。

先ず正盛登用の必然性は、彼が伊賀北部で有していた在地武

士的性格に求められると思う。正盛が寄進を行なった永長二年は白河上皇が院政を開始してから十年程経った時期にあたり、上皇は天皇の父という權威と、院政の具現者としての権力とを有して中央政界に第一等の実力者として存在していた。その院が対処しなければならなかった具体的な問題としては、まず第一に僧兵策があつたと思われる。院政が開始された応徳三年の頃は既に僧兵の動きもかなり激化しており、これを防禦する為に院は実力をもった有力な武士を自己のもとに組織しなければならなかつた。当時そういう武士の代表的存在として源氏があつたが、しかし源氏は古くより摂関家と密接な關係にあり、院政がたとえ古代国家全体の危機の表現としての政治形態であつたとしても、現実には院政に先行して存在していた摂関政治の否定によつてのみその成立が可能であつた以上、摂関家の爪牙としての源氏に対して院はこれを抑圧しなければならぬ立場にあつた。従つて院は源氏以外で、しかも源氏に匹敵し得る武士を自己独自の武力として軍事的に組織する必要性に迫られていたと言える。この時期に正盛が登用されたということは、彼が伊賀北部で有していた在地武士的性格が登用の第一条件となつたと言へると思う。

次に平氏の武力組織については、平氏本来の在地領主的性格に由来するものと、その後院の引級を媒介してなされたものとの二類型に分類して考へるべきだと思ふ。保元・平治の両

乱で平氏のもとに結集された在地武士達は、平氏家人という点では同一に扱かわれても、平氏との主従關係に於いては必ずしも一様には扱かれない。西國關係の在地武士と平氏との主従關係には「院政」という古代政治権力機構が介在するが、伊賀・伊勢の場合には純粹に農村の中で育まれてきた私的主従關係が存在するのみである。この後者にこそ平氏の有した中世的意義が見出だせると思ふ。

平氏が中央政界での擡頭期に於いてさえ、本實地では在地領主的性格・地方武士的性格を失ななかつたということは、平氏および平氏政權の歴史的意義を考へる上で少なからぬ意味をもつと言えよう。平氏の西國武士掌握も、根本的には平氏が右のような素地を踏まえていたからこそなし得たと考へてよい。恐らくはその本領が莊園領主権力の直接的に及ぼされ易い伊賀にあつたという地域的制約の爲であるが、平氏は地方武士として独自に成長することはできなかつた。しかし、遠からず実現される武家政權の担い手である地方武士としての性格は、平氏自体にも顯著に見られたのである。

(1) 『歴史地理』第五十五卷第三号

(2) 『日本歴史』第百六十三号

(3) 大森金五郎氏もその著『武家時代之研究』の中で、源義朝の場

合と對比させて「平清盛に属せしもの」を表にされたが、不充分的な点もあるので再びとりあげてみた。

- (4) 『平治物語』卷之三、頼朝義兵を挙げらるる事并平家退治の事
- (5) また附表 I で一括して扱った所屬国名の不明なものも当然 A 「B」どころかに含まれる筈で、例えば筑後守家貞などは伊賀国で忠盛の代官を勤めているので、伊賀に在地性をもった者と考えられる。
- (6) 東大寺文書、文治二年七月日東大寺解、(『大日本史料』第四編之一) および『吾妻鏡』元暦元年七月五日・十八日・八月二日各条
- (7) 所謂三日平氏の乱である。(『吾妻鏡』元久元年四月二十一日・同年五月六日各条)
- (8) 『保元物語』卷之二、白河殿義朝夜討に寄せらるる事
- (9) 『殿曆』康和三年七月三日・五日、同四年二月廿日・六月五日・六日・卅日・十二月廿七日・廿八日、嘉承二年十二月十九日、天仁元年正月廿三日・廿九日各条、『中右記』康和三年七月五日・六日、同四年二月廿日・七月六日・八月十五日・十月十日・十二月十八日・廿七日・廿八日、嘉承二年十二月卅日、天仁元年正月十九日・廿二日・廿三日・廿四日・廿九日各条)
- (10) 竜輿氏「六条院領と平正盛」(『歴史地理』第五十五卷第三号)、竹内理三氏『日本の歴史』六(中央公論社)二百三十頁。
- (11) 『中右記』天仁元年正月廿四日条
- (12) 竜氏、前掲論文。
- (13) 『中右記』天仁元年正月十九日条
- (14) 以上、『長秋記』元永二年十二月廿七日条(『中右記』同日条にも関連記事あり)
- (15) 『朝野群載』卷第一、延討(国史大系本二百八十八頁)
- (16) 保延元年八月十九日条

(17) 西国の守は京都および西国に於ける武勳に対する恩賞として、あるいは院・女院等に対する奉仕の結果として与えられたものである。平氏の武勳・院や女院に対する奉仕について従来の研究で詳細に知り得るが(例えば安田元久氏『源頼朝』六十一〜六十四頁)、その結果与えられた西国の守については未だ明らかにされていない。そこで正盛・忠盛がいつ、どのような国の守に任ぜられたかを当時の記録や文書から抽出してみたいと思う。

◎平氏受領表(正盛・忠盛の場合)

国名	年月日	史料
正盛 隠岐国	永長 2・8・25	『平安遺文』第四卷、一三八二号
若狭国	承德 2・正・27	『中右記』同日条
	康和 3・9・23	『平安遺文』第四卷、一四五三号
	(重任)	
	康和 4・7・21	『大日本史料』第三編之六、同日条(諸寺供養記三)
因幡国	康和 4・10・15	『中右記』同日条
	康和 4・11・7	『中右記』同日条
	嘉承 2・12・19	『殿曆』『中右記』同日条
	天仁元・正・19	『中右記』同日条
	天仁元・正・22	『中右記』同日条
	天仁元・正・23	『中右記』同日条
	(補任)	
但馬国	天仁元・正・24	『中右記』同日条
	天仁 2・9・26	『平安遺文』第四卷、一七一〇号
丹後国	天永 2・12・19	『平安遺文』第四卷、一七五八号
	天永 3・11・8	『平安遺文』第四卷一七八一号および一七八二号

(附表Ⅱ)

		志盛		讚岐国		備前国		美作国		播磨国	
		伯耆国	越前国								
永久元・2・25	『殿曆』同日条	保安元・7・12	保安元・7・12	保安元・12・14	保安元・7・29	保安元・7・29	保安元・7・29	保安元・7・29	保安元・7・29	保安元・7・29	保安元・7・29
永久元・主3・2	『殿曆』同日条	保安元・9・12	保安元・9・12	保安元・12・14	元永2・5・6	元永2・5・6	元永2・5・6	元永2・5・6	元永2・5・6	元永2・5・6	元永2・5・6
永久元・10・1	『殿曆』同日条	大治4・8・2	大治4・8・2	大治4・8・2	元永2・7・29	元永2・7・29	元永2・7・29	元永2・7・29	元永2・7・29	元永2・7・29	元永2・7・29
永久3・4・30	『平安遺文』第五卷、一八二六号	天承2・4・16	天承2・4・16	天承2・4・16	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条
永久3・5・25	『平安遺文』第五卷、一八二九号	天承2・主4・8	天承2・主4・8	天承2・主4・8	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条
元永2・5・6	『中右記』同日条	長承2・8・13	長承2・8・13	長承2・8・13	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条
元永2・7・29	『中右記』同日条	長承2・9・7	長承2・9・7	長承2・9・7	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条
保安元・12・14	『中右記』同日条	保延元・5	保延元・5	保延元・5	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条
		保延2・2・11	保延2・2・11	保延2・2・11	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条
		保延3・10・12	保延3・10・12	保延3・10・12	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条
		保延5・3・23	保延5・3・23	保延5・3・23	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条
		久安4・9・25	久安4・9・25	久安4・9・25	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条
		久安5・6・28	久安5・6・28	久安5・6・28	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条	『中右記』同日条
					『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号
					『平安遺文』第五卷、二二二二号	『平安遺文』第五卷、二二二二号	『平安遺文』第五卷、二二二二号	『平安遺文』第五卷、二二二二号	『平安遺文』第五卷、二二二二号	『平安遺文』第五卷、二二二二号	『平安遺文』第五卷、二二二二号
					『平安遺文』第五卷、二二二五号	『平安遺文』第五卷、二二二五号	『平安遺文』第五卷、二二二五号	『平安遺文』第五卷、二二二五号	『平安遺文』第五卷、二二二五号	『平安遺文』第五卷、二二二五号	『平安遺文』第五卷、二二二五号
					『長秋記』同日条	『長秋記』同日条	『長秋記』同日条	『長秋記』同日条	『長秋記』同日条	『長秋記』同日条	『長秋記』同日条
					『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号
					『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号	『平安遺文』第五卷、二二八五号
					『平安遺文』第五卷、二二三二四号	『平安遺文』第五卷、二二三二四号	『平安遺文』第五卷、二二三二四号	『平安遺文』第五卷、二二三二四号	『平安遺文』第五卷、二二三二四号	『平安遺文』第五卷、二二三二四号	『平安遺文』第五卷、二二三二四号
					『平安遺文』第五卷、二三三九号	『平安遺文』第五卷、二三三九号	『平安遺文』第五卷、二三三九号	『平安遺文』第五卷、二三三九号	『平安遺文』第五卷、二三三九号	『平安遺文』第五卷、二三三九号	『平安遺文』第五卷、二三三九号
					『平安遺文』第五卷、二二七七号	『平安遺文』第五卷、二二七七号	『平安遺文』第五卷、二二七七号	『平安遺文』第五卷、二二七七号	『平安遺文』第五卷、二二七七号	『平安遺文』第五卷、二二七七号	『平安遺文』第五卷、二二七七号
					『平安遺文』第五卷、二四〇七号	『平安遺文』第五卷、二四〇七号	『平安遺文』第五卷、二四〇七号	『平安遺文』第五卷、二四〇七号	『平安遺文』第五卷、二四〇七号	『平安遺文』第五卷、二四〇七号	『平安遺文』第五卷、二四〇七号
					『平安遺文』第六卷、二六五四号	『平安遺文』第六卷、二六五四号	『平安遺文』第六卷、二六五四号	『平安遺文』第六卷、二六五四号	『平安遺文』第六卷、二六五四号	『平安遺文』第六卷、二六五四号	『平安遺文』第六卷、二六五四号
					『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号	『平安遺文』第六卷、二六七〇号

(19) 以上の四人について伊勢国との關係を示す史料は次のとおりである。

維衡……『権記』長徳四年十二月十四日・廿六日・廿九日各条(以上、致頼と合戦のこと)、『御堂関白記』寛弘三年正月廿八日条『権記』同年三月十九日条(以上、伊勢守補任のこと)

貞衡……『尊卑分脉』  
正衡……『東寺文書射、承保二年五月十二日官宣旨案』、『平安遺文』第三卷、一一一五号)

正弘……『兵範記』保元二年三月廿九日条  
(20) 以上、『中右記』永長元年八月七日・承徳元年十月十四日各条、『後二条師通記』永長元年八月七日条

(21) 東大寺文書三の十、永長二年八月廿五日六条院領伊賀国山田村額田村田畠注文(『平安遺文』第四卷、一三八二号)

(22) 東大寺文書三の六、保安四年九月十二日明法博士勘状案(『平安遺文』第五卷、九九八号) から予野村と推測される。

(23) 額田村の寄進地を指す。  
(24) 東大寺文書三の六、保安四年九月十二日明法博士勘状案(『平安遺文』第五卷、九九八号)

(25) 本稿第三章・四章で触れる。  
(26) 『平安遺文』第五卷、二〇九六号  
(27) 東南院文書三の四十二、康和三年九月廿三日堀河天皇宣旨案(『平安遺文』第四卷、一四五三号)

(28) 『中右記』天永三年四月廿四日条  
(29) 正盛登用の時期について、菟爾氏や安田元久氏は早くより白河

院の側近となっていて、この六条院への所領寄進を直接的契機として特に院より認められるに至ったとされたが(竜氏「六条院領と平正盛」、安田氏「源頼朝」五十九頁)、私は所領寄進そのものが初めて正盛と院との關係を生じたと考えるべきではないかと思う。何故なら承徳二年に正盛は僅かに隱岐守であるにすぎなかったが、それより三年後の康和三年には既に若狭守となっており、それも翌康和四年に重任されているので実際に若狭守となつておられ、恐らくは頼田庄の立券が行なわれてじきに若狭守に任ぜられたと考えられるからである。(附表Ⅱ参照)正盛が所領寄進以前に院の側近であつたという史料が無く、しかも所領寄進を契として正盛の官職が右のように変わったとすれば、その所領寄進によって初めて院との關係が生じたと考える方がよいと思う。

- (30) 京都大学所蔵東大寺文書、後關東大寺請文案(平安遺文)第五卷、一八五七号。当文書は後關であるが『平安遺文』第六卷の二五〇〇号文書により永久四年九月日に出されたことが解る。香菜免については同大学所蔵東大寺文書、永久四年三月廿七日東大寺請文案(『平安遺文』第五卷、一八五四号)
- (31) 東大寺文書四の四十四、久安四年九月廿五日東大寺領大和国雜役免願倒在注進状(『平安遺文』第六卷、二六五四号)
- (32) 『中右記』康和四年十月十五日、十一月七日・八日・十日・十一日各条
- (33) 竜齋氏「六条院領と平正盛」(『歴史地理』第五十五卷第三号)、竹内理三氏『日本の歴史』六(中央公論社)二百二十八～二百二十九頁。

(34) 正盛寄進地の内の頼田村が立券され、頼田庄となる。

(35) 東南院文書三の七、永久三年四月卅日鳥羽天皇宣旨所引の同年二月廿四日東大寺解状(『平安遺文』第五卷、一八二六号)によると玉滝社の構成は下のようであつたらしい。

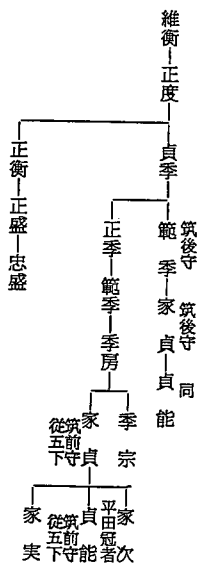
玉滝社の構成		
	広さ	社工数
玉滝村	20町	15人
湯船村	15町	15人
頼田村	60余町	40人

- (36) 東大寺(以下同)
- (37) 東南院文書三の六、天永二年十二月十四日伊賀国頼田庄住人解(『平安遺文』第四卷、一七五七号)
- (38) 東大寺文書三の十、永長二年八月廿五日六条院領伊賀国山田村頼田村田畠注文(『平安遺文』第四卷、一三八二号)および百卷本東大寺文書二十七号(永久三年五月廿五日東大寺解草案(『平安遺文』第五卷、一八二九号))
- (39) 註(37)に同じ。
- (40) 註(38)の永長二年田畠注文および東大寺文書三の六、保安四年九月十二日明法博士勘状案(『平安遺文』第五卷、一九九八号)
- (41) この地は六条院に寄進されたのであるからここにいう「本家」は六条院を指していると考えられる。しかしこの六条院は都芳門院の菩提所であり、都芳門院は白河院の皇女であつたのだから白河院を指している可能性も考えられる。詳細は不明である。
- (42) 註(37)の天永二年頼田庄住人解および東南院文書三の六、天永二年十二月十九日丹後守平正盛書状(『平安遺文』第四卷、一七五八号)

- (43) 註(35)の永久三年東大寺解状、註(38)の永久三年東大寺解草案、東南院文書三の七、永久四年三月十四日鳥羽天皇宣旨(『平安遺文』第五卷、一八五一号)および東大寺文書四の八、永久四年三月廿日東大寺請文案(『平安遺文』第五卷、一八五三号)
- (44) 註(35)の永久三年東大寺解状
- (45) 註(40)の保安四年明法博士勘状案
- (46) 東南院文書四の五、天承二年四月十六日備前守平忠盛下文(『平安遺文』第五卷、二二二二号)
- (47) 東南院文書四の五、長承二年九月七日備前守平忠盛下文(『平安遺文』第五卷、二二八五号)
- (48) 東南院文書四の五、保延三年十月十二日美作守平忠盛下文(『平安遺文』第五卷、二二七七号)
- (49) 東大寺文書四の四十一、保延五年三月廿三日美作守平忠盛下文案および同日附の左衛門尉平某下文案(『平安遺文』第五卷、二四〇七号・二四〇八号)
- (50) 『玉葉』寿永二年七月廿五日条
- (51) 東大寺文書四の八、寿永二年閏十月廿一日後白河院下ヤ案(『平安遺文』第八卷、四一一四号)
- (52) 東大寺文書四の八、寿永三年二月十九日伊賀国司宣案(『平安遺文』第八卷、四一三三号)
- (53) 柏木貨一郎氏所藏文書、寿永三年四月三日源頼朝下文(『平安遺文』第八卷、四一四七号)
- (54) 東大寺文書四の七、寿永三年七月二日関東御教書案(『平安遺文』第八卷、四一五八号)

- (55) 東南院文書四の四、元暦元年八月九日大内惟護下文案(『平安遺文』第八卷、四一九三号)
- (56) 例えば中村直勝氏『莊園の研究』
- (57) 註(42)の天永二年正盛書状は、彼が任人達の主張をそのままうけ入れて、東大寺にこれを認めさせようとする態度にあったことを示している。
- (58) 註(40)の保安四年明法博士勘状案
- (59) 百卷本東大寺文書二十七号、永久三年五月廿五日東大寺解草案(『平安遺文』第五卷、一八二九号)によれば、件の四至榜示は立券使上野則元の「使料米十二石を弁済すべし」という申状を東大寺が承引しなかった為に打籠められたものであるという。
- (60) 註(58)に同じ。
- (61) 同氏『中世的世界の形成』第二章第二節、古代的論理
- (62) 黒田庄では國衙と東大寺との間で出作地をめぐる相論が行なわれたが、結局東大寺側の勝訴に終った(註(61)に同じ)。國衙には法的・論理的主張はあっても、実力による在地任人の掌握という点では平氏に劣っていたと考えられる。
- (63) 註(40)の保安四年明法博士勘状案に、  
一、拓殖郷内子野村事  
寺解云正盛時立券榜示之外、田地山野等今忠盛重文所押妨也、  
(下略)
- (64) 註(58)に同じ。
- (65) 註(58)に同じ。

- (66) 註(46)に同じ。
- (67) 註(51)に同じ。
- (68) 註(38)の永久三年東大寺解草案
- (69) 同氏『中世的世界の形成』百十頁
- (70) 狩野亨吉氏所藏文書十八、天承二年壬四月八日伊賀国頼田庄住人解案『平安遺文』第五卷、二二二五号)
- (71) 註(70)に同じ。(『事書』には「東大寺御領頼田御庄住人等解」云々とあって、差出人の署名には「御庄専当藤井」とある。)
- (72) 忠盛から出された下文が本稿第二章で挙げた四通だけに限らないことは、天承二年の下文に「早可随寺役之旨度と令下知」とあることから明らかである。
- (73) 『尊卑分脉』はこの一族の系譜を次のように伝えている。



これによると正季系・範季系の両方に家貞・貞能が記されているが、年代から考えて範季系の方が正しいであろう。家貞・家次・貞能の父子関係は『玉葉』治承四年十二月一日条に「伊賀国有云平田入道者俗名家結、故家定法師男、定能兄云々」と記されているので疑いはない。

この一族が殊に有力な平氏家人であったことは『玉葉』に記された貞能の行動から窺うことができる。例えば、

- 治承四年、平資盛に従い追討使として伊賀に下向す(同年十二月二日条)
- 養和元年より翌寿永元年にかけて鎮西謀叛を平定す(養和元年九月六日条および寿永元年五月十一日条)
- 寿永二年、資盛に従って源行家の入洛を待ちうける(同年七月廿二日条)

○ 平氏一族の都落ちに従って西海に赴く(寿永二年七月廿五日条。西海に赴いてより後の行動については寿永二年八月十二日・同年九月五日・同年閏十月二日・元暦元年二月十九日各条)等々である。このように貞能が何か事件のあった時にいつも重要な役割を果していたということは、彼が平氏家人の内でも特に有力な者であったことを推測させる。

(74) 石母田正氏『古代末期政治史序説』第三章第三節、危機の深化と天皇制の形態変化。